

厚木市耐震改修促進計画改定に向けた意見交換会次第

日時 令和8年1月20日（火）

午後7時00分から

場所 厚木市役所第2庁舎

16階会議室A

1 開 会

2 あいさつ

3 案 件

（1）厚木市耐震改修促進計画改定（案）について

4 意見交換

5 その他

6 閉 会

厚木市耐震改修促進計画改定に関する 意見交換会

令和8年1月20日

1 計画改定の趣旨

大規模地震による被害を減少させるため、耐震改修促進法(以下、「促進法」という。)、国の基本的な方針(以下、「基本方針」という。)及び神奈川県耐震改修促進計画(以下、「県促進計画」という。)に基づき厚木市耐震改修促進計画(以下、「本計画」という。)を策定し、建築物の耐震化の促進を図っております。

今般、令和7年7月の基本方針の改正及び令和8年3月の県促進計画の改定に基づき本計画を改定するものです。

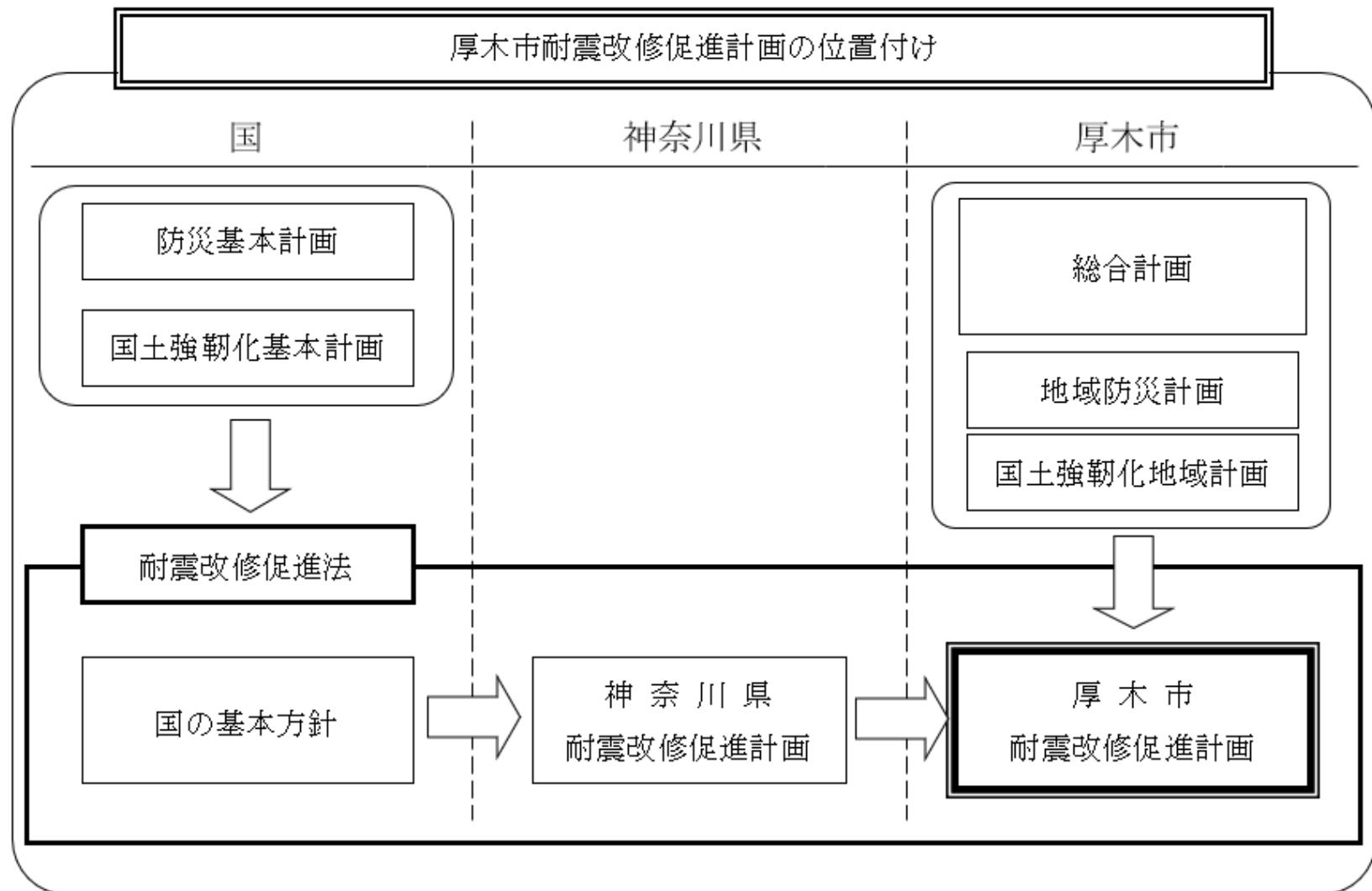
本計画の改定経過

- 平成21年3月 当初計画の策定
- 平成27年3月 平成25年促進法改正に伴う改定
- 平成28年3月 耐震診断義務付け路線を指定する改定
- 令和3年3月 計画期間の延長
- 令和4年3月 計画期間の延長
- 令和4年9月 基本方針及び県促進計画の改定に伴う改定

2 計画の位置付け

本計画は、促進法、基本方針及び県促進計画に基づいて建築物の耐震改修の促進に向けて耐震化の目標と施策等を総合計画、地域防災計画及び国土強靭化地域計画等との整合を図り改定するものです。

また、SDGs(持続可能な開発目標)の17の目標の一つである「住み続けられるまちづくりを」を踏まえながら、本計画を推進します。



3 計画期間

○令和8年度から令和17年度(10年間)

なお、耐震化率の進捗管理及び定期的な施策の検証を実施し、必要に応じて本計画の見直しを行います。

4 現状と課題

(1)一戸建て住宅の耐震化の遅れ

旧耐震基準の建築物は、所有者の高齢化が進み、工事費用の負担ができないことなど、耐震化に向けた積極的な行動につながらないことが多くなってきています。

(2)多数の者が利用する建築物の耐震化の遅れ

耐震化のための費用負担が大きいため、事業採算等の観点から耐震化が進んでいない状況にあります。

(3)沿道建築物の耐震化の遅れ

補助制度を創設し、費用負担の軽減を図り耐震化の実施を要請していますが、費用負担の問題により耐震化実施に踏み出せず耐震化が進まない状況にあります。

5 計画改定の基本的な方針

○耐震化率及び解消率の目標

(1) 住宅の耐震化率

令和12年度までにおおむね解消

(2) 要緊急安全確認大規模建築物の解消率

令和12年度までに解消

(3) 沿道建築物の解消率

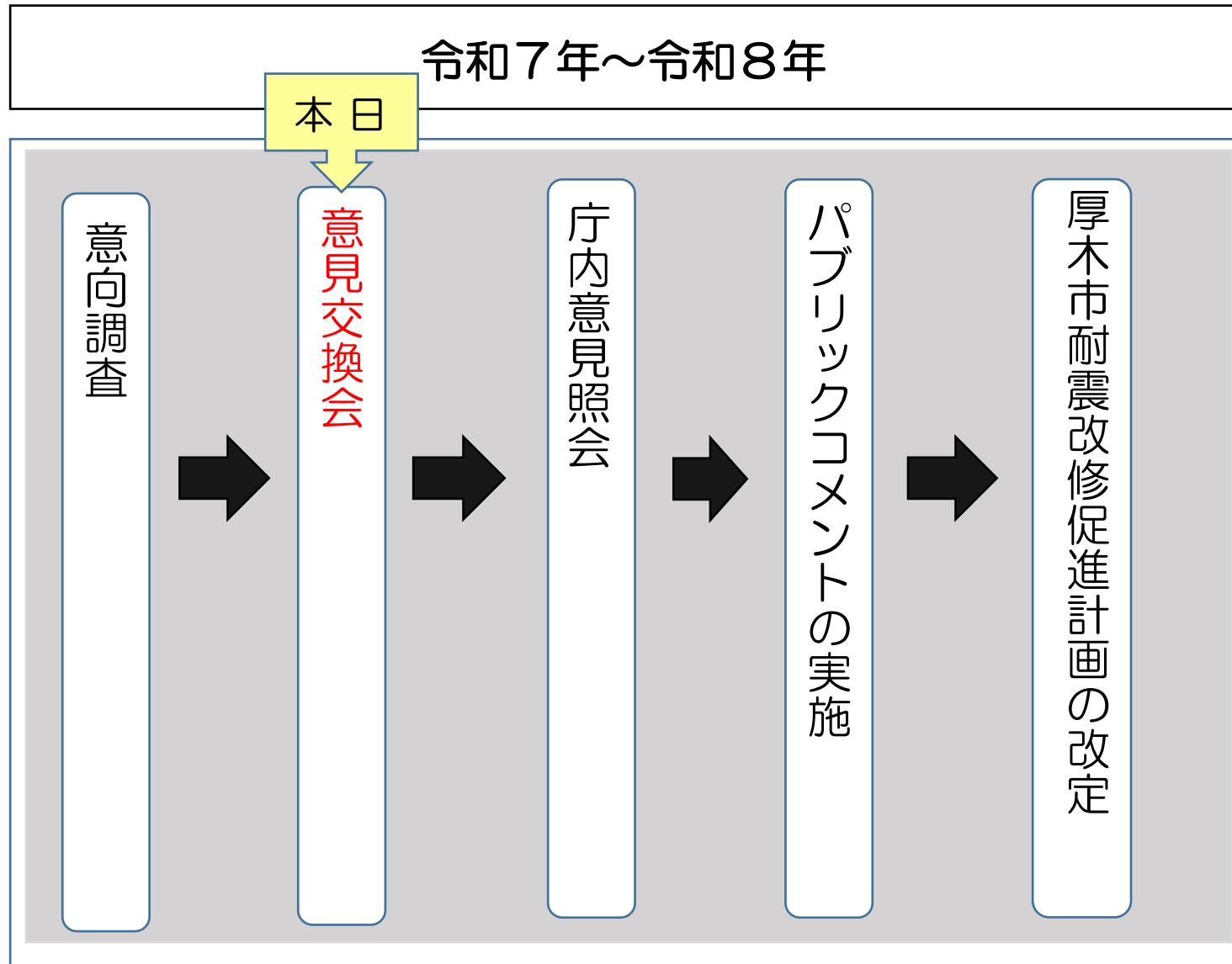
令和12年度までに解消

※(2)(3)は耐震診断義務付け建築物

○追加された耐震化を促進するための施策

	国の基本方針	県促進計画(案)	市促進計画(案)
追加内容			
	①高齢者向けリバースモーゲージ型住宅ローン等の耐震化に関する融資制度についての検討		
	②省エネ改修やバリアフリー改修、部分的な耐震改修についての検討		
	③昭和56年6月1日から平成12年5月31日までに建築された木造住宅の耐震性能検証(グレーゾーン住宅に対する補助等)		
	④避難路沿道耐震化状況マップの周知(国土地理院「重ねるハザードマップ」において公開済み)		

6 改定までの流れ



国の基本方針、県促進計画との整合及び追加内容

1. 計画期間及び主な施策内容

	国の基本方針 (令和7年7月17日改定)	県促進計画(案)	市促進計画改定方針(案)
計画期間	-	令和8年度から令和17年度まで10年間	令和8年度から令和17年度まで10年間
主な施策内容	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震化の目標の達成→(2. 対象建築物別の目標(案)について) ・耐震性のない建築物の耐震化に関する施策 ・地震時に備えた安全対策 		

2. 対象建築物別の目標(案)について

	国の基本方針 (令和7年7月17日改定)	県促進計画(案)	市促進計画改定方針(案)
住宅	<u>令和17年までにおおむね解消</u>	<u>令和12年度までにおおむね解消</u> (令和6年度耐震化率:約94%)	<u>令和12年度までにおおむね解消</u> (令和6年度耐震化率:約93%)
多数の者が利用する建築物	目標なし	目標なし	目標なし
要緊急安全確認 大規模建築物	耐震性が不十分なものを <u>令和12年度までにおおむね解消</u>	<u>令和12年度までにおおむね解消</u> (令和6年度解消率:約95%)	<u>令和12年度までに解消</u> (令和6年度解消率:約96%)
要安全確認 計画記載建築物 (沿道建築物)	耐震性が不十分なものを <u>早期におおむね解消</u>	<u>令和12年度までに5割解消</u>	<u>令和12年度までに解消</u> 対象建築物: 5棟 耐震診断の結果耐震性あり: 2棟 耐震診断の結果耐震性なし: 2棟 耐震診断未実施: 1棟

※国の基本方針及び県促進計画に基づき、耐震診断義務付け建築物はこれまでの耐震化率に替えて、解消率で算定します。

3. 主な改定内容について

	国の基本方針(令和7年7月17日改定)	県促進計画(案)	市促進計画改定方針(案)
追加内容	①高齢者向けリバースモーゲージ型住宅ローン等の耐震化に関する融資制度についての検討		
	②省エネ改修やバリアフリー改修、部分的な耐震改修についての検討		
	③昭和56年6月1日から平成12年5月31日までに建築された木造住宅の耐震性能検証(グレーディング住宅に対する補助等)		
	④避難路沿道耐震化状況マップの周知(国土地理院「重ねるハザードマップ」において公開済み)		